

# 日本カイロプラクティック連合会 賠償責任保険のご案内

日本カイロプラクティック連合会賠償責任保険

(賠償責任保険普通保険約款・施設所有管理者特約条項・カイロプラクティック施術に関する追加条項)

カイロプラクティックの業務において、思いがけない事故によって  
お客様に損害を与えてしまうことがあります。  
このような不測の事故に備え、お客様に安心していただき、  
安定経営にお役に立つのがこの保険です。

カイロプラクティック業務繁栄の一助としてぜひご加入ください。

## 特徴



- ◆充実した補償内容(P.2~)
- ◆団体契約による割安な保険料(P.4)  
「**月々1,500円**で補償を受けられます！」(一括払18,000円のため)
- ◆2023年1月1日以降始期契約において、**自己負担額(免責)0円**となりました(P.3)
- ◆2024年1月1日以降始期契約において、エステカイロにおける**器具使用**においても補償対象となりました(P.3)

## 保険期間

1年間

\*この保険は保険料・加入依頼書の確認時期により、保険始期日が以下のとおりに分かれています。

- ・当月11日から当月25日の確認分 → 翌月1日午後4時から開始
- ・当月26日から翌月10日の確認分 → 翌月15日午後4時から開始

## 1. 保険の概要

- ◆ 保険契約者: 日本カイロプラクティック連合会
- ◆ 加入対象者: 日本カイロプラクティック連合会の会員(正会員・会員・準会員)
- ◆ 被保険者: 日本カイロプラクティック連合会の会員(正会員・会員・準会員)
- ◆ 取扱代理店: 株式会社日本直販総本社
- ◆ 引受保険会社: 損害保険ジャパン株式会社

この保険は、日本カイロプラクティック連合会技術指導による施術によって生じた事故または施術施設の欠陥や管理の不備で生じた事故によって日本カイロプラクティック連合会の会員が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害について保険金をお支払いするものです。賠償責任保険（法律上の損害賠償責任を補償する特約条項・追加条項）では、法律上の損害賠償責任が生じないにもかかわらず、被害者に支払われた見舞金等は保険金のお支払対象となりません。

当会の規約に違反し、かつ当会を脱会した場合、脱会した日以降、この保険を継続することはできませんのでご注意ください。

なお、事故が発生した場合のご対応についてはこのパンフレット「4. 事故対応～万一事故が起きた場合は～」をご確認ください。

この保険では、保険会社が被保険者に代わり示談交渉を行うことはできず、被保険者が自ら相手方と交渉いただく必要があること等重要な事項が記載されておりますので、この機会にぜひご確認ください。

## 2. 補償内容（補償の対象となる賠償責任）

カイロプラクティック施術、美容カイロプラクティック施術およびその施術施設に関して、次のような保険金をお支払いします。

### （1）カイロプラクティック施術に関する追加条項(施術行為に係る賠償責任)

被保険者が、職業として行うカイロプラクティック施術によって患者に身体障害を与えたことにより、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害について保険金をお支払いします。

なお、カイロプラクティック施術とは骨格構造（主として脊椎や骨盤をいいます。）に現れる構造異常に對して、徒手を用いて矯正し、生体の神経生理機能を回復させることにより、健康の回復と増進をはかる療法をいい、美容カイロプラクティック施術とは前述のカイロプラクティック治療に加え、粘土化粧品等を用い、リンパや血行の活性もしくは新陳代謝の促進をはかる施術をいいます（薬物・外科等の医療行為、器具（カイロプラクティック施術用のベッドおよびP 4の別表1記載の器具を除きます。）を用いた療法および医療類行為のうち柔道整復・あんま・はり・灸（きゅう）・マッサージ・指圧、ほねつぎ等の治療行為を除きます。）。

## (2) 施設所有管理者特約条項（施術施設に係る賠償責任）

被保険者が所有、使用または管理する治療施設・設備の管理上の不備が原因で生じた事故によって他人（患者を含みます。）の生命もしくは身体を害し、または他人の財物を滅失、き損もしくは汚損したことにより法律上の賠償責任を負担することによって被る損害について保険金をお支払いします。

### 3. 支払限度額（保険金額）と保険料

#### (1) カイロプラクティック業務の結果に関連して生じた事故 (施術行為に係る賠償責任)

##### 事事故例

- ◆ 施術中に強くおしそぎたために、骨折させてしまった。



	支払限度額
身体	1名あたりの事故についての支払限度額
	1回の事故／保険期間中の支払限度額
自己負担額	1事故につき

##### 事事故例

- ◆ 施術中にスチーマーにより、やけどをさせてしまった。

	支払限度額
身体	1名あたりの事故についての支払限度額
	1回の事故／保険期間中の支払限度額
自己負担額	1事故につき

#### (2) 設備の不備や管理の不備に関連して生じた事故 (施術施設に係る賠償責任)

##### 事事故例

- ◆ 火災が発生し、患者がヤケドを負った。
- ◆ 棚から物が落ちて患者にケガをさせてしまった。
- ◆ 待合室のソファーが壊れて、順番を待っていた患者がケガをした。
- ◆ 建物の外壁や看板が落ちて、通行人がケガをした。



	支払限度額
身体	1名あたりの事故についての支払限度額
	1回の事故／保険期間中の支払限度額
財物	1回の事故／保険期間中の支払限度額
自己負担額	1事故につき

### (3)保険料

会員1名 保険期間1年につき 18,000円

(保険期間:毎月1日または15日の午後4時を保険始期日とし、保険終期日は、保険始期日の1年後の1日または15日の午後4時(1年間)となります。)

別表1

	器具名	メーカー名
1	GRARIS301 フェイシャルマシン	滝川株式会社
2	GRATIS GRANCUBE フェイシャルマシン	滝川株式会社
3	オゾンフェイシャルスチーマーFS300	SEVEN BEAUTY 株式会社
4	イオン導入美顔器HD	SEVEN BEAUTY 株式会社

## 4. 事故対応 ~万一事故が起きた場合は~

万一事故が発生した場合は、以下の対応を行ってください。保険契約者または被保険者が正当な理由なく以下の対応を行わなかった場合は、保険金の一部を差し引いてお支払いする場合があります。

### (1)お客様へのお見舞い

○事故発生時の対応によってスムーズに事故が解決できるか否かが変わります。まず、被害を受けられた方へお見舞いの言葉をかけ、道義的な責任を果たすことが必要です。

例:「このたびのおケガにつきましては、心よりお見舞い申し上げます。」

「費用のお支払や今後のことにつきましては、会社とも相談し、改めてお話をさせてください。」

※注意点:賠償のお約束はしないようにしてください。

示談交渉をなさる場合にはあらかじめ保険会社へご相談ください。

この保険では保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求権者との示談交渉を行う「示談交渉サービス」をおこないませんが、万一、被保険者が損害賠償責任を負う事故が発生した場合には、賠償が円満に解決するようにご相談させていただきます。

※あらかじめ保険会社の同意を得ないで損害賠償責任を認めたり、賠償保険金等を支払われた場合には、損害賠償責任があると認められない金額は保険金から差し引かれることがございますのでご注意ください。

## (2)事故連絡

1. まず以下の事項を確認してください。(事故対応1のとおり)
  - ①事故発生の日時・場所
  - ②損害賠償請求を受けた日時
  - ③被害者の住所・氏名
  - ④事故の原因・状況
  - ⑤被害者から損害賠償の請求を受けたときは、その内容と金額
2. 次に、上記1の内容を遅滞なく損保ジャパンに連絡してください。
3. 被害者の言い分をよく聞いてください。  
その際、議論はあまりせず、納得のいく解決を期するため、専門家に相談のうえ善処する旨を伝え、法律的質問が出た場合にも、軽率に回答しないようにご注意ください。
4. 上記3の交渉内容を損保ジャパンにご連絡いただけましたら、保険の適用の有無とその範囲、本件の解決方法等につきご案内させていただきます。

### ～連絡先～

損害保険ジャパン事故サポートセンター

電話:0120-727-110

受付時間 平日：午後5時～翌日午前9時

土日祝日（12月31日～1月3日を含みます。）：24時間

\* 上記受付時間外は、損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。

### ～ポイント～

多種多様な事故形態があり、法律上の賠償責任の有無・過失の割合を判断するには、事故原因・状況の正確な把握が重要です。どのような施術を行ったのか、どの部位にどのようなケガをされたのか、詳しい状況を聴取してください。

・「患者が訴えてきた痛み・体調不良が、自分の施術が原因で起こったものと考えられるか」が補償対象となりえるか、の判断材料になります。

訴え内容があてはまるかどうか、ご確認ください。

・示談代行は付帯されておりません。患者様とのやりとりは施術者様が行わなくてはなりません。

・既往症や加齢性の症状に対して行った施術であれば、過失割合が発生する、または責任はない場合もあります。

## <ご協力のお願い>

### 健康保険と自由診療

加害事故の場合、健康保険等の社会保険は使えないと考えられたり、健康保険の使用を拒否される被害者の方もいらっしゃいますが、交通事故等の第三者の加害行為の場合であっても、労働災害に該当しない限りは、健康保険の対象となります。

健康保険を使用しないと、診療報酬（価格）や治療内容は医療機関の自由裁量で設定することができるようになるため、治療費は高額になります。

自動車事故では、自賠責保険で120万までの治療費が過失に関係なく支払われますが、施設賠償事故の場合は被害者過失分は、被害者の自己負担になりますので、健康保険を使用していただくよう、ご協力をお願いします。

## <ご注意事項>

- 示談交渉は必ず損保ジャパンとご相談いただきながらおすすめください。  
事前に損保ジャパンの承認を得ることなく損害賠償責任を認めたり、賠償金等をお支払いになった場合は、その一部または全部について保険金をお支払いできなくなる場合がありますので、ご注意ください。
- この保険では、保険会社が被保険者に代わり示談交渉を行うことはできません。
- 保険金のご請求にあたっては、次の書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、住民票 など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	施術記録カード（必須）、問診票（必須） 事故状況説明書、罹災証明書、交通事故証明書、請負契約書（写）、 メーカーや修理業者など からの原因調査報告書 など
③	保険の対象の時価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①建物・家財・什器備品などに関する事故、他人の財物を損壊した賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面（写）、被害品明細書、復旧通知書、 賃貸借契約書、 売上高等営業状況を示す帳簿（写） など ②被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 診断書、入院通院申告書、治療費領収書、所得を証明する書類、休業 損害証明書、 源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書 など
④	保険の対象であることが確認できる書類	登記簿謄本、売買契約書（写）、登録事項等証明書 など
⑤	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など
⑥	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書、判決書（写）、調停調書（写）、和解調書（写）、被害者からの領収書、 承諾書 など

- 損保ジャパンは、被保険者が保険金請求の手続きを完了した日から原則、30日以内に保険金をお支払いします。ただし、以下の場合は30日超の日数を要することがあります。

- ①公的機関による検査や調査結果の照会
  - ②専門機関による鑑定結果の照会
  - ③災害救助法が適用された災害の被災地域での調査
  - ④日本国外での調査
  - ⑤損害賠償請求の内容や根拠が特殊である場合
- ①から⑤の場合、さらに照会や調査が必要となった場合、被保険者との協議のうえ、保険金支払の期間を延長することがあります。

## 5. 支払対象となる主な場合(保険金が支払われない主なもの)

- (1) 会員の故意によって生じた事故
- (2) 会員と世帯を同じくする親族に対する賠償責任
- (3) 会員の使用人が業務遂行中に被った身体障害に対する賠償責任
- (4) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）に起因する賠償責任
- (5) 地震、噴火、津波、洪水またはこれらに類似の自然変象に起因する賠償責任
- (6) 名誉毀損または秘密漏えいに起因する賠償責任
- (7) 外科的手術・薬品の投与もしくはそれらの指示を行う等、医療行為によって生じた事故
- (8) 公的医療機関において「カイロプラクティック施術に起因した」旨の診断または証明のない身体障害に起因する賠償責任
- (9) 医療類似行為に起因する事故（例）あんま、マッサージ、指圧、はり、きゅう、柔道整復等
- (10) 施術の結果を保証することにより加重された賠償責任
- (11) 会員と第三者との間に損害賠償に関する特約がある場合の加重責任
- (12) 頸（けい）椎に対して急激な回転伸展操作を加えるスラスト法を用いたカイロプラクティック施術に起因する賠償責任
- (13) 脊柱管狭窄症、骨粗鬆症、環軸椎亜脱臼、不安定脊椎、側彎症、二分脊椎症、脊椎すべり症等の徒手調整の手技により症状を悪化させる頻度の高い疾患につき、明確な診断が為されている患者に対して行う施術に起因する賠償責任
- (14) 排水または排気によって生じた賠償責任
- (15) 施設の新築、改築、修理、取り壊し、その他の工事に起因する賠償責任
- (16) 航空機、昇降機、自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）によって定められる自動車および原動機付自転車をいいます。）または施設外における、船、車両（原動力がもっぱら人力である場合を除きます。）もしくは動物の所有、使用または管理に起因する賠償責任

## 6. 保険金のお支払対象となる損害

- (1) 損害賠償金  
被害者に対して支払うべき治療費、入院費、休業損害、慰謝料等
- (2) 権利保全行使費用  
事故が発生した後に、被保険者が他人から損害賠償を受けることができる場合に、その求償権を保全するために要した費用
- (3) 損害防止費用  
損害を防止軽減するために手段を講じるのに要した費用  
施術に起因する身体障害の悪化の防止軽減のために要した治療費用については、被保険者が支出したと否とを問わず、損害防止軽減費用には含まれません。ただし、治療費用が被保険者が負担すべき損害賠償金と認められるときは、損害賠償金としてその損害を補償します。
- (4) 争訟費用（損保ジャパンの事前の承認が必要です。）  
訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解・調停に要する費用等  
この費用は、訴訟などの結果、被保険者に責任がないと決まった場合であってもお支払いします。
- (5) 保険会社への協力費用  
保険会社と被害者との折衝に協力して支出した費用

## 7. 保険金の算出方法

### (1) 損害賠償金

$$\text{支払保険金} = \boxed{\text{損害賠償金}} \quad (-5\text{万円} \quad \text{器具担保事案})$$

※ただし、支払限度額（保険金額）が限度となります。

※修理費および再調達に要する費用についてはその被害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。

(2) 争訟費用は必要とした費用を全額支払います。ただし、損害賠償の額が支払限度額（保険金額）を超える場合には次の算式でお支払いします。

$$\boxed{\text{争訟費用の支払額}} = \text{争訟費用} \times \frac{\text{支払限度額（保険金額）}}{\text{損害賠償金}}$$

### (3) 権利保全行使費用、損害防止費用、保険会社への協力費用

必要または有益であった費用につき、原則として全額お支払いの対象となります。

- 保険契約者や被保険者が正当な理由なく、損保ジャパンの確認を妨げたり、応じなかった場合は、前記の期間内に保険金が支払われない場合がありますのでご注意ください。
- 賠償責任保険の保険金に質権を設定することはできません。
- 被害者が保険金を請求する場合、被害者は保険金請求権に関して、損保ジャパンから直接、保険金を受領することが可能な場合があります。詳細につきましては取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

## 8. その他ご注意事項

- ・賠償責任保険は、保険種類に応じた特約条項および追加条項等によって構成されています。特約条項および追加条項等の詳細につきましては、取扱代理店にご照会ください。
- ・この案内文書は、概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求ください。  
また、ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- ・この保険には満期返戻金・契約者配当金はありません。
- ・保険金・解約返戻金等のお支払いに関する留意事項のご説明引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返戻金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- ・この保険については、ご契約者が個人、小規模法人（引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。）またはマンション管理組合（以下あわせて「個人等」といいます。）である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返戻金等の8割まで（ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額）が補償されます。なお、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にかかる部分については、上記補償の対象となります。損害保険契約者保護機構の詳細につきましては取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。ご契約を解約される場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお申し出ください。解約の条件によっては、損保ジャパンの定めるところにより保険料を返還、または未払保険料を請求させていただくことがあります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- ・加入依頼書の記載内容に間違いないかご確認ください。
- ・被保険者（保険の補償を受けられる方）のお名前・住所・お電話番号などをご確認ください。
- ・募集期間：随時ご加入可能です。
- ・告知義務（ご契約締結時における注意事項）

（1）保険契約者または被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項について、損保ジャパンに事実を正確に告げていただく義務（告知義務）があります。

**＜告知事項＞　加入依頼書等および付属書類の記載事項すべて**

（2）保険契約締結の際、告知事項のうち危険に関する重要な事項（注）について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります。  
（注）告知事項のうち危険に関する重要な事項とは以下のとおりです。

- ①記名被保険者（追加被保険者を設定する場合は、追加被保険者を含みます。）
- ②業務内容
- ③損保ジャパンが加入依頼書以外の書面で告知を求める事項
- ④その他証券記載事項や付属別紙等に業務内容または保険料算出の基礎数字を記載する場合はその内容

・通知義務（ご契約締結時における注意事項）

（1）保険契約締結後、告知事項に変更が発生する場合、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ただし、その事実がなくなった場合は、ご通知いただく必要はありません。

**加入依頼書等および付属書類の記載事項に変更が発生する場合  
(ただし、他の保険契約等に関する事実を除きます。)**

（注）加入依頼書等に記載された事実の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合で、その事実の発生が被保険者に原因がある場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンにご通知ください。その事実の発生が被保険者の原因でない場合は、その事実を知った後、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンにご通知が必要となります。

（2）以下の事項に変更があった場合にも、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ご通知いただかないと、損保ジャパンからの重要なご連絡ができないことがあります。

**加入依頼書等に記載の住所などを変更される場合**

（3）ご通知やご通知に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできることやご契約が解除されることがあります。ただし、変更後の保険料が変更前の保険料より高くなかったときを除きます。

（4）重大事由による解除等

保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

- ・ご加入後、被保険者に加入者証を発行しますので大切に保管してください。  
また、1か月を経過しても加入者証が届かない場合には、損保ジャパンまでご連絡ください。
- ・取扱代理店は損保ジャパンとの委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがいまして、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、損保ジャパンと直接契約されたものとなります。
- ・ご契約をご継続される加入者の方は、前年と同等条件で継続加入される場合は加入者依頼書の提出が不要です。継続加入を行わない場合、または前年と条件を変更（準会員から会員に変更となる場合）して加入を行う場合は、その内容を記載した加入依頼書の提出が必要となります。
- ・この保険契約の保険適用地域は日本国内となります。
- ・この保険について、損害賠償請求が訴訟により提起された場合、損保ジャパンは日本国内の裁判所に提起された訴訟による損害のみを補償します。
- ・クーリングオフ（ご契約のお申込みの撤回等）について  
営業または事業のためのご契約はクーリングオフの対象とはなりません。
- ・ご加入者以外の被保険者（保険の対象となる方、補償を受けられる方など）にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。

#### ・個人情報の取扱いについて

■保険契約者（団体）は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。

■損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等（外国にある事業者を含みます。）に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含みます。）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細（国外在住者の個人情報を含みます。）については損保ジャパン公式ウェブサイト（<https://www.sompo-japan.co.jp>）をご覧いただくか、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。申込人（加入者）および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえご加入ください。

#### □保険会社との間で問題を解決できない場合（指定紛争解決機関）

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター 【ナビダイヤル】0570-022808<通話料有料>

受付時間：平日の午前9時15分～午後5時（土・日・祝日・年末年始は休業）

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（<https://www.sompo.or.jp/>）

## 9. お問い合わせ先

### ご契約内容等に関するお問い合わせ

取扱代理店 株式会社日本直販総本社

東京都渋谷区千駄ヶ谷5-34-7NX新宿ビル8階

電話: 03-3356-0623 ファックス: 03-3356-7390

引受保険会社 損害保険ジャパン株式会社

企業営業第三部 第二課

東京都中央区日本橋2-2-10

電話: 050-3808-5977

(受付時間: 平日の午前9時から午後5時まで)

### 事故発生時の連絡先

損害保険ジャパン事故サポートセンター

電話: 0120-727-110

受付時間 平日: 午後5時~翌日午前9時

土日祝日 (12月31日~1月3日を含みます。) : 24時間

\* 上記受付時間外は、損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。